

島根労働局発表 令和8年4月30日(木)	担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 内藤 義博 TEL 0852-20-7016	川本町 産業振興課 課長 尾崎 貴道 TEL 0855-72-0636
-------------------------	---	--

令和8年度 川本町雇用対策協定に基づく事業計画について ～ 川本町と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

川本町(町長:野坂^{のさか かずや}一弥)と島根労働局(局長:中村^{なかむら あきひこ}昭彦)は、令和8年2月18日に締結した川本町雇用対策協定(別添1)に基づく「令和8年度事業計画」(別添2)を共同で策定しました。

この事業計画は、川本町と島根労働局が、それぞれの強みを生かした雇用施策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」の実現を目指し策定しております。

川本町と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和8年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

深刻な労働力不足と人口減少への対応が最重要課題となる中で、特に若い世代の人口維持・確保の課題に対応するため、①女性活躍の推進、②若者(生徒、学生、UIターン者等)に関する取組、③雇用に係る施策・情報の共有と発信に取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 女性活躍の推進

- ・女子公式野球クラブで活動する女性アスリートの正規雇用及びセカンドキャリアを支援する事業所により組織したコンソーシアムの設立及び連携
- ・女性活躍に資する制度等の説明会、研修会等の開催
- ・女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知・啓発

2 若者(生徒、学生、UIターン者等)に関する取組

- ・中学生から高校生を対象とした企業ガイダンスなど事業所紹介の実施
- ・おおち・さくらえ地域雇用促進協議会における地元就職のための取組支援

3 雇用に係る施策・情報の共有・発信

- ・川本町及び島根労働局・ハローワーク川本の雇用施策の共有及び相互周知

川本町と島根労働局との雇用対策協定

川本町と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「地域との協奏」を掲げ、町民や各種団体等と連携し、一体となってまちづくりを推進する川本町と、労働市場のセーフティネットを担う島根労働局が、女性活躍の推進、若者（生徒、学生、UIターン者等）に関する取組、雇用に係る施策・情報の共有と発信をそれぞれの強みを活かして密に連携し、川本町の将来像である「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」の実現に向け、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくことを目的として締結する。

（連携事項）

第2条 川本町と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、川本町と島根労働局が共同で設置する。
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

（要請等）

第4条 川本町長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 川本町長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、川本町と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、川本町と島根労働局が協議して定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、川本町長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年（2026）2月18日

川本町長

野坂一弥

厚生労働省島根労働局長

岩見浩史

令和8年度 川本町雇用対策協定に基づく事業計画

川本町と島根労働局（以下「労働局」という。）は、「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」の実現に向け、それぞれの強みを活かして密に連携し、協定の第2条に基づき、令和8年度に実施する事業を次のとおりとする。

1 女性活躍の推進

川本町においては、深刻な労働力不足の中、近年、生産年齢人口の転出超過が続 き、特に若年女性に顕著な傾向が見られている。また、女性の就業率や共働き率も 県平均を下回っている。

他方、新たな人流「挑戦人口」を創出する「女子野球で繋がるプロジェクト」を 展開し、女子硬式野球クラブの活動を柱とした地域活性化と移住・定住の促進を図 っているところであるが、選手のセカンドキャリアの支援等が課題となっている。

そのような中で、女性が労働参加するとともに、その個性と能力を十分に発揮し 活躍するためには、働きやすさと働きがいのある魅力的な職場を地域に増やすこと が重要である。

このため、男女間賃金格差の是正、仕事と育児・介護の両立、多様な働き方の実 現に向けた環境整備、人材育成など、女性活躍に資する取組について周知・啓発と 支援を行うとともに、それらの取組に共感する企業の誘致を推進する。

(1) 連携して実施する取組

- ア 女性アスリートの正規雇用及びセカンドキャリアを支援する各業種の事業所 により組織したコンソーシアムの設立及び連携
- イ 女性活躍に資する制度等の説明会、研修会等の開催
- ウ 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知・啓発

(2) それぞれが実施する取組

① 川本町

- ア 人材育成カリキュラムの策定と実施
- イ 誘致企業との連携
- ウ サテライトオフィス誘致等の推進

② 労働局・ハローワーク

- ア 女性の活躍促進に積極的に取り組む企業に対する「えるぼし認定等制度」 や仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業に対する「くるみん認定 等制度」の周知
- イ 「両立支援等助成金」、「人材開発支援助成金」、「キャリアアップ助成金」 等の周知
- ウ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保

エ スキルアップのための公的職業訓練の活用促進

(3) 目標

- 女性活躍に資する制度等の説明会、研修会等の開催 1回/年

2 若者（生徒、学生、U I ターン者等）に関する取組

全国的に人口減少が続く中で、川本町においても人口減少が最重要課題の一つであり、特に若い世代の人口維持・確保が重要である。

他方、将来の町を担う人材の育成・確保の一環として、県立島根中央高等学校の魅力化にも取り組み、町外から多くの生徒を受け入れているところである。

そのような中で、若者の町内への定住・移住を促進するためには、魅力ある多様な雇用の場が必要であり、また、その存在が若者に十分認知されていることが重要である。

このため、おおち・さくらえ地域雇用促進協議会（以下「雇促協」という。）とも連携して、魅力の向上に取り組む企業を支援するとともに、若者に対して地元企業の魅力を積極的に情報発信する。

(1) 連携して実施する取組

ア 中学生から高校生を対象とした事業所紹介の実施（企業ガイダンスなど）

イ 雇促協における地元就職支援の以下の取組

- ・ 新規学卒求人等確保要請
- ・ 高等学校に対する地元就職要請
- ・ U I J ターン就職希望者に対する情報提供
- ・ ホームページによる情報発信
- ・ 島根県及びふるさと島根定住財団との連携
- ・ 企業の魅力アップ研修会の開催 等

(2) それぞれが実施する取組

① 川本町

ア 川本町企業人材確保育成支援事業費補助金の制度周知・活用促進

イ 島根県との連携（パンフレットの作成と配布など）

ウ 広島広域都市圏との連携（パンフレットの作成・配布、就職フェアなど）

エ （一社）かわもと暮らしと連携した求人情報等の発信

② 労働局・ハローワーク

ア 町内企業に対する新規学卒求人の早期提出依頼及び求人内容に関する助言指導

イ ユースエール認定制度の周知・広報及び町内企業に対する認定促進

- ウ 県外進学生に対する町内企業への就職促進
- エ U I J ターン希望者に対する町内求人の情報提供

(3) 目標

- 新規高等学校卒業者の町内就職者数 3人/年
- U I J ターン者数 10人/年

3 雇用に係る施策・情報の共有と発信

各種雇用施策を効果的に実施するため、川本町と労働局・ハローワークが相互に情報を共有・活用するとともに、施策の内容を広報誌やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、事業主や求職者等に対して積極的に周知を図る。

(1) 連携して実施する取組

- ア 川本町及び労働局・ハローワークの雇用施策の共有及び相互周知

(2) それぞれが実施する取組

① 川本町

- ア 町の広報紙、SNS（町公式LINE、Facebook等）、ホームページ、まげなネット（ケーブルテレビ）等による積極的な広報

② 労働局・ハローワーク

- ア SNS、ホームページ等による積極的な広報

(3) 目標

- 川本町と労働局・ハローワークによる定期的な情報交換会の開催数
12回/年